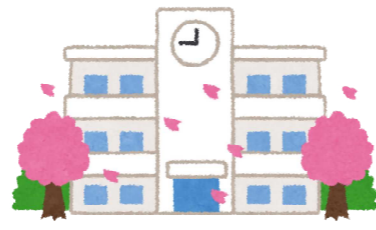


青梅市立の小・中学校と特別支援学級、周辺の特別支援学校



◆小学校

- 第一小学校
- 第二小学校
- 第三小学校
- 第四小学校
- 第五小学校
- 第六小学校
- 第七小学校
- 成木小学校
- 河辺小学校
- 新町小学校
- 霞台小学校
- 友田小学校
- 今井小学校
- 若草小学校
- 藤橋小学校
- 吹上小学校
- 東 小学校

通常の学級

特別支援教室
通級指導学級

知的障害、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症またはそれに類するもの(自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群など)、言語障害、難聴等
ただし、知的障害の特別支援教室はありません。

特別支援学級(固定)

特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

◆小学校

- ・特別支援教室
全小学校に設置

拠点校	巡回校
第四小学校	第七小学校、成木小学校 吹上小学校
第六小学校	第一小学校、第五小学校
霞台小学校	新町小学校、若草小学校
友田小学校	第二小学校、河辺小学校
藤橋小学校	第三小学校、今井小学校

- ・言語障害・難聴通級指導学級
河辺小学校に配置

ことばときこえの教室 22-2103

◆中学校

- ・特別支援教室
全中学校に設置

拠点校	巡回校
第一中学校	第二中学校、西中学校 第七中学校
第三中学校	第六中学校、霞台中学校 吹上中学校、新町中学校 泉中学校

◆小学校

知的障害

- 第一小学校(びあじえ学級 23-8388)
- 第三小学校(かすみ学級 31-7288)
- 第四小学校(つくし学級 22-7268)

自閉症・情緒障害

- 第二小学校(さくら組 22-7290)
- 若草小学校(わかくさ学級 31-3117)
- 吹上小学校(あおぞら学級 22-8301)

◆中学校

知的障害

- 第二中学校(I組 22-1034)
- 霞台中学校(F組 24-4535)

自閉症・情緒障害

- 第一中学校(G組 21-3022)
- 吹上中学校(ときわ学級 24-1883)
- 泉 中学校(F組 31-2431)

<東京都立特別支援学校>

青峰学園

TEL32-3811

- 小・中・高(肢体不自由)
- 高就業技術科(知的障害)

羽村特別支援学校(知的障害)

TEL042-554-0829

光明学園(病弱)

TEL03-3323-8421

八王子盲学校(視覚障害)

TEL042-623-3278

立川学園(聴覚障害)

TEL042-523-1358

特別な支援が必要な子ども達の 就学について

—楽しい学校生活を送るために—

特別な支援を必要としているお子さん一人一人の教育的ニーズを把握し、発達の状態等に応じた最もふさわしい教育を行い、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、お子さん一人一人に合った学級、学校を選択するのは大切なことです。

就学相談室では、お子さんの状況から、小・中学校において学校生活を送る上で、どのような支援を必要としているのか、その支援を受けるにはどのような方法があるのかについて、保護者の方とともに考えていきます。お子さんの適切な就学、転学等について、学校、医療、福祉等の関係機関と連携し、相談をお受けしています。

※ 就学とは学齢に達する児童が小学校1年生に入学すること、小学校6年生が中学校に入学することです。

就学相談室

通常の学級と特別支援学級で受けることができる支援の内容をそれぞれ知りたいのですが。



お子さんのペースにあった無理のない、楽しい学校生活が送れるような学級や学校を、専門家の意見を聞きながら、一緒に考えていきましょう。

相談締切

小学校への入学：10月末

中学校への入学：7月末

小・中学校転学：9月末

※ 相談が遅れると、入学や4月からの転学に間に合わないことがありますので、早めの相談をお願いします。



特別支援教室とは？

巡回指導教員が拠点校から各学校に出向き、在籍学級担任との相談の上、児童・生徒の障害の状態に応じた指導を実施します。特別支援教室での指導は、「自立活動」であり教科指導ではありません。

特別支援教室の対象は、知的障害のない「自閉症」、「情緒障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒です。不登校の児童・生徒は対象になりません。

特別支援教室での指導については、保護者との合意にもとづいて、各学校の校長から申請し、青梅市教育委員会が決定します。すでに小・中学校に在籍していて、特別支援教室の利用を希望する場合は、在籍校の担任の先生へご相談ください。



教員が児童の在籍校へ



お子さんの就学・転学等で心配のある方は気軽にご相談ください。

◆就学相談室 〒198-0042 青梅市東青梅1丁目2番地の5 東青梅センタービル3F
TEL:0428-25-1014

◆青梅市教育委員会 学務課教育支援係 〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1
TEL:0428-22-1111 内線2374
ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/site/ome-tky/2415.html>

令和6年3月

— 青梅市教育委員会 —

お子さんに合った学級、学校は…

◆特別支援教室(情緒障害等 全小中学校に設置)

教育活動の一部で情緒面等に特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として設置される教室です。特別支援教室は各校に配置し教員が各学校を巡回します。普段は在籍している学校(通常学級)で学習しながら、週に1回程度、小集団や個別に指導を受け、得意なことを伸ばし、苦手なことを改善していきます。

◆通級指導学級(言語障害・難聴 河辺小学校のみに設置「ことばときこえの教室」)

教育活動の一部で言語面、聴覚面に特別な支援を必要とする児童を対象として設置される学級です。普段は在籍している学校(通常学級)で学習しながら、週に1回程度、個別指導を中心に指導を受け、得意なことを伸ばし、苦手なことを改善していきます。

◆固定学級(知的障害、自閉症・情緒障害)

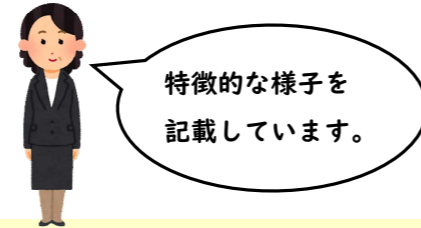
教育活動の全般において特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として設置される学級です。学習活動の全部を特別支援学級に在籍して指導を受けます。少人数学級で、障害のある児童・生徒一人一人のペースや状態にあった細やかな支援を行います。



◆特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱な児童・生徒を対象とする学校です。児童・生徒が、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を身に付け、また、その児童・生徒のもつ力を伸ばすために、個々のニーズに応じた支援を行います。

いろいろな障害の種類と特徴について



<知的障害(精神発達遅滞)>

発達期にあらわれ、知的機能(認知や言語)の発達に明らかな遅れがあり、日常生活に支障が生じている。

- ・言葉によるやり取りが幼い。
- ・場面の状況理解に時間がかかるまたは、理解が困難。

<情緒障害>

状況に合わない感情や気分が持続し、不適切な行動を引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活への適応が困難。

- ・対人緊張や対人不安が強く、集団では不安が増強。
- ・特定の状況でしゃべれない、固まってしまう。
- ・自分で髪の毛を抜いてしまう等自傷行為がある。

<自閉症またはそれに類するもの>

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする。

- ・状況や相手の気持ちを勘違いし、場に不適切な行動や発言をしてしまう。視線が合いにくい。
- ・繰り返しを好み、急な予定変更が苦手。
- ・感覚刺激(音、匂い、触覚など)に敏感である。

<ADHD(注意欠陥多動性障害)>

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または多動性を特徴とする。社会的な活動や学校生活を営む上で、著しい困難を示す。

- ・気が散りやすく集中が困難。必要なことを忘れる。
- ・過度に手足を動かしたりしゃべり続けたりする。
- ・思いついたことをすぐに行動に移してしまう。

<LD(学習障害)>

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち一部の習得が困難

- ・音読だけが苦手。
- ・板書を書き写すのだけが苦手。

上記以外にも、色々な障害があります。また重複の障害の場合については、もっともふさわしい教育を受けることを重点に御判断ください。

就学相談について(就学、転学等)

就学相談とは、心身に障害や、その傾向があるお子さんが、小学校や中学校へ入学するとき、または在学途中に特別支援学級(固定学級)や特別支援学校への転学を希望するときに、お子さんに合った支援を、保護者の方と各専門の担当者が一緒に考え、教室や学級、学校選びを進めていく場です。小・中学校に在籍しているお子さんの特別支援教室利用希望は、在籍校の担任へ御相談ください。



保護者の皆さんに
して頂くこと



就学相談室が
行うこと

1 <保護者>

お子さんの就学・転学等の相談は、お気軽にご連絡ください。

青梅市就学相談室 0428-25-1014

※相談は事前に電話でご予約をお願いします。

※初回相談は以下の期限までにしてください。

●小学校への入学における相談…令和6年10月末

●中学校への入学における相談…令和6年7月末

●小・中学校の転学相談…… 令和6年9月末

※ 相談が遅れると、入学や4月からの転学に間に合わないことがありますので早めの相談をお願いします。

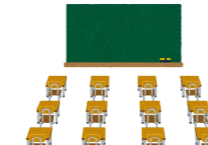
3 <保護者>

心理検査所見と医師診察記録の作成を医療機関に依頼します。書類を受け取ったら就学相談室に届けます。

5 <保護者>

学級・学校への見学・体験

障害の状況に応じた、お住まいにもっとも近い特別支援教室、固定学級、特別支援学校を見学・体験していただきます。



8 <保護者>

審議結果をふまえ、意向の確認、書類の記入をします。

9 [教育委員会]

就学先の決定

就学先決定後、教育委員会から学校等へ通知します。

2 [就学相談室]

就学・転学面談

保護者の方にお越しいただき面談します。保護者のお話を伺い「相談票・面接票」を作成し、手続きの説明をします。在籍幼稚園・保育所等、小・中学校へ実態把握票等の作成を依頼します。

4 [就学相談室]

特別支援教室、固定学級、特別支援学校への見学・体験の調整、手続きを行い、ご案内します。資料を受け取り、就学支援委員会開催日時を保護者の方にご案内します。

6 <就学支援委員会の開催>

就学支援委員会で、お子さんの力を伸ばすのに一番適した学級や学校はどこかを審議します。

小学校・中学校への入学には、医師の児童・生徒および保護者との面談、特別支援学級教員等による児童・生徒の行動観察を実施します。

7 [就学相談室]

結果面談

保護者の方にお越しいただき、就学支援委員会の審議結果をお知らせします。